

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童・生徒学籍事務
行政機関等の名称	本庄市教育委員会
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	教育委員会事務局 学校教育課
個人情報ファイルの利用 目的	学齢簿の作成・転出入事務
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 本籍・国籍、5 住所、6 在籍校・学年
記録範囲	小中学校児童・生徒及び保護者
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	育英資金貸付事業
行政機関等の名称	本庄市教育委員会
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	教育委員会事務局 学校教育課
個人情報ファイルの利用 目的	育英資金の貸付、返済
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番号、6 在学校、7 学業・学歴、8 職業・職歴、9 資格、10 成績・評価、11 在学証明書、12 所得・収入、13 課税・納税、14 債務の状況、15 口座番号、16 家族状況、17 居住状況
記録範囲	育英資金貸与者及びその連帯保証人
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	入学準備金貸付事業
行政機関等の名称	本庄市教育委員会
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	教育委員会事務局 学校教育課
個人情報ファイルの利用 目的	入学準備金の貸付、返済
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番号、6 在学校、7 学業・学歴、8 職業・職歴、9 成績・評価、10 在学証明書、11 所得・収入、12 課税・納税、13 債務の状況、14 口座番号、15 家族状況、16 居住状況
記録範囲	入学準備金貸与者、その子及びその連帯保証人
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	就学援助情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会事務局 学校教育課
個人情報ファイルの利用目的	・ 本庄市就学援助規則に基づき、就学援助の認定、支給、その他の届出に関する事務を行う。 ・ 特別支援教育就学奨励費の認定、支給、補助金等に関する事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番号、6 在籍校・学年、7 学業・学歴、8 職業・職歴、9 所得・収入、10 課税・納税、11 口座番号、12 家族状況、13 居住状況
記録範囲	就学補助申請者、特別支援教育就学奨励費申請者
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	私立幼稚園就園奨励費補助事務
行政機関等の名称	本庄市教育委員会
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	教育委員会事務局 学校教育課
個人情報ファイルの利用 目的	私立幼稚園就園奨励費補助金の認定
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番号、6 幼稚園名、7 課税・納税、8 口座番号、9 家族状況
記録範囲	市内在住私立幼稚園就園満 3 歳児から 5 歳児がいる世帯
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考	令和元年9月末をもって廃止 文書の保存年限は5年(令和6年度末まで)	

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	多子世帯保育料軽減補助事業
行政機関等の名称	本庄市教育委員会
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	教育委員会事務局 学校教育課
個人情報ファイルの利用 目的	多子世帯保育料軽減補助事業に関する事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 電話番号、5 幼稚園名、 6 口座番号、7 家族状況
記録範囲	幼稚園に通う第 3 子以降の園児のいる世帯の園児 及び保護者
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考	令和元年9月末をもって廃止 文書の保存年限は5年(令和6年度末まで)	

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子ども・子育て支援事業情報（未移行幼稚園分）ファイル
行政機関等の名称	本庄市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会事務局 学校教育課
個人情報ファイルの利用目的	子ども・子育て支援法の規定に基づき、子育てのための施設等利用給付認定、支給、現況届及びその他の届出に関する事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番号、6 家族状況、7 幼稚園名
記録範囲	子育てのための施設等利用給付認定申請者、認定対象園児
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)	
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無		
備考	令和5年度から保育課へ事務が移管 学校教育課保存文書は、5年保存(最終廃棄は令和 9年度末)		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	英語検定料補助金申請ファイル
行政機関等の名称	本庄市教育委員会
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	教育委員会事務局 学校教育課
個人情報ファイルの利用 目的	英語検定料補助金の交付
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 在籍校、5 学年、 6 受験級、7 口座番号、8 メールアドレス
記録範囲	英語検定料補助金申請者及び英語検定受験者
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		